

広島県フットサルリーグ運営要領

1. 総則

- (1) このリーグは、(公財)日本サッカー協会の基本規程に基づき(公財)広島県サッカー協会フットサル委員会の統括のもとに運営する。
- (2) このリーグの運営役員は下記のとおりである。

広島県フットサルリーグ運営役員

	氏名	Tel	Mail
運営委員長	横山 友昭		
運営副委員長 (事務局長)	南谷 直哉		
リーグ責任者(主)	榊田 真大		
リーグ責任者(補佐)	高平 佳菜		

2. チーム役員

- (1) 代表者 1名
チーム運営責任者であり、大会運営がスムーズに進行できるようにチームを管理する。
- (2) 運営委員 1名
試合がスムーズに進行できるように時間管理および記録などを行う。
- (3) 帯同審判(フットサル審判4級以上) 2名以上
(公財)広島県サッカー協会主催の審判講習会を受講した者。(3/31までに資格を取得していること)
大会の審判を担当する。担当の試合開始前の定められた時間にユニフォーム、用具、選手証等のチェックなどを行う。
(メンバーチェック)
1部リーグに所属するチームは、チーム所属審判員のうちフットサル審判3級以上を1名以上確保すること。
リーグ戦開幕前、及びリーグ戦開催期間中または全日程終了後に活動できるフットサル審判3級以上を1名以上確保出来ないことが判明したチームは、継続的にチーム運営の責任を果たせる体制が確立されていないと判断される場合がある。
新規参入チームのフットサル3級審判員確保については3年間の猶予期間を与える。

3. 会計

加盟チームよりの負担金により、経費を支弁する。

4. チームの加盟及び脱退

- (1) 加盟はフットサル連盟理事会が指定した日程までに、規程の登録表に記載のうえ、正式加盟手続きを行う。
- (2) 脱退はリーグ終了時点までに、全登録選手の同意書とともに文書にて県リーグ事務局に届け出ること。
なお、脱退したチーム・代表者が県リーグに再加盟しようとする場合、加盟の可否等について、理事会が審議し、個別に決定するが、いかなる理由があろうとも、その代表者は最低1試合以上の出場停止期間を科す。また、脱退したチーム・代表者が2度目以降の脱退の後、3度目以降の登録(別チームでの登録の場合含む)を行った場合、臨時運営委員会を開催し聞き取り調査等を行い、顔末書の提出を義務付ける。それでも是正されない場合は『チーム運営の責任を果たせていない』と判断される場合がある。

5. リーグの編成

- (1) 1部構成より編成する。
2024年度以下の通りとする
1部リーグ **9 チーム**
- (2) 上部リーグより加盟の要請があった場合は、理事会の承認を得て決定する。

6. 参加資格

- (1) 加盟チームは、当該年度の（公財）日本サッカー協会のフットサルチーム登録を行い、（公財）広島県サッカー協会フットサル委員会、広島県フットサル連盟が承認したチームとする。
- (2) 加盟選手・役員は、上記（1）のチームで選手・役員登録を行った16歳以上（但し高等学校在学中の選手はこの年齢制限を適用しない。）の者であること。（24名までの選手登録と10名までの役員登録とする。）
- (3) 本リーグにおいて選手は、本リーグ1チームのみ登録することが出来、同時に複数のチーム（他都道府県リーグ・地域リーグ・Fリーグ含む）への登録及び出場は出来ない。※但しFリーグ特別指定選手はこの限りではない。外国籍選手は、1チームあたり4名までの外国籍選手の登録を認める。外国籍選手はピッチ上に2名を超えて同時にプレーをすることはできない。
- (4) **その他参加資格**について疑義がある時は委員会・理事会で審議する。
- (5) 登録関係で不備があった場合
いかなる理由であっても、チームの責による登録関係（選手、役員の変更（追加・削除）、帯同審判、ユニフォームなどすべての登録事項を含む）に不備があった場合は以下の通りとする。
 - a. ゲーム勝敗に関わる事項
 - ・ 一度目は**勝ち点から-1、及び不戦敗（0-5）**※但し、試合が行われ、6点差以上の負けの場合は**その得点差を優先する。**
 - ・ 二度目は**勝ち点から-3、及び不戦敗（0-5）**※上記と同様
 - b. 上記以外の事項
 - ・ **一事項（一人等）につき、それぞれ勝ち点から-1**する。但し、新規加盟チームに関しては、故意でない限り一度目は嚴重注意とする。
ただし、明らかに運営サイドや登録システムによる遅延、不備があったと判明した場合は、この限りではない。

7. 競技規定

- (1) 前項の資格を有する選手の登録人数は10名以上とする。
- (2) 選手登録は毎年4月1日付けをもって行い、翌年3月末日まで有効とする。
- (3) 選手の新規追加登録は、下記申請書類を揃えリーグ責任者宛に郵送で提出またはメールにて送信すること。
書類提出が確認された後、14日後のリーグ戦より出場できるものとする。
 - a. 選手変更届（追加登録）
 - b. JFA KICKOFF による登録選手一覧（写真の添付は必要なし）
※リーグ戦に出場できる選手登録最終日：当該年度11月30日書類提出完了とする
- (4) 選手の移籍追加登録は、下記申請書類を揃えリーグ責任者宛に郵送で提出またはメールにて送信すること。
書類提出が確認された後、14日後のリーグ戦より出場できるものとする。
 - a. 移籍元チーム発行の移籍承諾書（写）
 - b. 選手変更届（追加登録）
 - c. 移籍元チームからの登録材尚済選手変更届（写）

d. JFA KICKOFF による登録選手一覧 (写真の添付は必要なし)

※リーグ戦に出場できる選手移籍最終日 : 当該年度11月30日書類提出完了とする

- (5) 選手の削除は、下記申請書類を揃えリーグ責任者宛に郵送で提出またはメールにて送信すること。書類提出が確認された後、完了とする。

a. 選手変更届 (自加登録)

- (6) 登録選手には番号を付すこととし、ユニフォーム背番号は同一のものとする。

- (7) ユニフォーム (シャツ、パンツ、ストッキング) は正のほかに副として正と異なる色のユニフォーム (シャツ、パンツ、ストッキング) を必ず携行すること。

ユニフォーム (ゴールキーパーも含む) のうち、シャツの色彩は審判員が通常着用する黒色と明確に半別し得るものでなければならぬ。(黒・紺は不可)

その他、公益財団法人日本サッカー協会 ユニフォーム規程に準ずる。

- (8) ゴールキーパーのユニフォームについては、フィールドプレーヤーとしてプレーしていた競技者がゴールキーパーとしてプレーする場合は、ゴールキーパーのユニフォームと同色・同デザインであること。競技者が着用するユニフォームにはその競技者自身の背番号を付けなければならない。また、ゴールキーパーが1名登録の場合、交代要員用のゴールキーパーのユニフォームを準備しておくことを推奨する。

(参入戦へ出場するチームは必須、広島県フットサルリーグのユニフォームに関する注意事項参照)

- (9) ショーツ、ストッキングに著しく破れの目立つものにはチームの責でテープを巻く等の処置を行う。出来ない場合は審判団の判断で試合出場不可となる場合がある。

- (10) ユニフォーム広告を認める。但し、日本協会「ユニフォーム広告規程」を遵守し、広島県協会を通じて日本協会の承認を得たものに限る。また、これによって生じる広告掲出料等の経費は、当該チームの負担となり、チームの責任において申請を行うこと。各チームは広告掲出の承認を得た書類 (回答書等) の (写) を毎試合提出すること。

- (11) その他ユニフォームについては「ユニフォーム規定」及び「広島県フットサルリーグのユニフォームに関する注意事項」に準ずる。

- (12) シューズは体育館用シューズを着用する。床面を痛めるスタッドの付いたシューズや靴底に着色されたものは使用できない。また、ノンマーキングであっても裏面に黒色もしくは着色が入っているシューズは認めない。(接地面が黄白色もしくは白色のもののみを使用する。)

- (13) チームは、継続的にチーム運営の責任を果たせる体制が確立されていることを条件とする。

- (14) 各チームは選手登録の際、原則として2名以上の帯同審判員を登録しなければならない。2-(3)による。

a. 帯同審判員の服装は黒色で統一する。

- (15) ベンチに着席できる人数は、フットサル大会登録票・登録選手変更届により当大会にあらかじめ登録され、試合前に提出したメンバー提出シートに記載された交代選手9名・役員4名を上限とする。役員の変更についてはその都度リーグ責任者宛に連絡し、確認された後14日後のリーグ戦よりベンチ入り出来るものとする。

- (16) 広島県リーグ内で監督、運営委員を含め、他チームへの二重登録は認めない。

8. 権利

1部リーグ加盟チーム中、リーグ戦終了時の成績、及び継続的にチーム運営の責任を果たせる体制が確立されていると判断されたチームに中国地域県リーグ決勝大会 (参入戦) に出場する権利を与える。なお、参入戦の選手登録は11月30日書類提出完了 (該当チームのリーグ最終戦が11月30日以前の場合、最終戦への選手登録制限) のものまでとする。

中国リーグ昇格への意向のないチームの1部リーグ参入は認めない

a. 広島県フットサル連盟加盟誓約書 (中国リーグ向け)

9. 組合せ及び日程

- (1) 全試合終了後に運営委員会は当年度の順立により、翌年度の組合せ及び日程を立案し決定する。
- (2) 日程変更は認めない。但し、万が一止むを得ない事情と運営委員会・理事会が認めた場合に限り1週間前（前週日曜18時〆切）を厳守し、事務局・委員会に申し出、承認された場合のみ認める。
- (3) リーグ戦及び入替戦は毎年4月1日より3月31日までの間に実施する。

10. 審判

- (1) 審判（主審・第2審判・副審）はチーム帯同の審判員が委員会の割り当てに従い行う。
- (2) 事前のユニフォームの決定、メンバー・用具チェックなどを行う。
- (3) 審判は毎試合必ずマッチコーディネーションミーティング時に、当該年度の審判登録証を提出し、マッチコミッショナーのチェックを受ける。
- (4) 割り当ての試合において、帯同の審判員が不在の場合
 - a. 帯同の審判員が不在の場合、1人につき、そのチームの勝ち点を-1する。2回目以降は勝ち点を-3する。
- (5) 当該年度のフットサル競技規則に従い試合を施行する。
- (6) 県リーグの他、(公財) 広島県サッカー協会フットサル委員会及び広島県フットサル連盟が主催・主管あるいは共催する大会への審判派遣に協力する。

11. 表彰

全日程を終了後、優勝チームを表彰する。

表彰式には各チーム1名以上は必ず参加しなければならない。

12. 懲罰

10. までに記載されている他の事項の違反に対する懲罰は以下のとおりとする。

- (1) 本大会期間中に退場を命じられた選手は、次の試合1試合に出場を認めない。また警告については累積数2回で次の1試合に出場できない。
この適用は年度内（入替戦を含む）とする。それ以上の扱いについては規律委員会の決議により決定する。
- (2) メンバーチェック時は最少3人とし、それ未満は不戦敗とする。
得点、勝ち点は13-（4）に準ずる。
- (3) 下記の事項に該当するチームは除名とする。
 - a. (公財) 広島県サッカー協会フットサル委員会の活動に賛同・協力できないチーム。
 - b. 登録選手がルール・マナーを遵守できないチーム。
- (4) 運営要項に著しく違反し、リーグの規律を乱したチーム及び選手は理事会の裁定により除名する。
- (5) その他の事項に関する懲罰はリーグ運営委員会またはフットサル委員会・理事会により審議し、決定する。

13. 競技方法

(1) 形式

1部：1回戦総当りを行う。

(2) マッチコーディネーションミーティング

- a. 試合開始60分前（第1試合目は40分前、また1日程2、3試合の場合1週間前）に両チーム責任者、審判、マッチコミッショナーとのマッチコーディネーションミーティングを大会本部において行う。
- b. マッチコーディネーションミーティングにて、ホームチームが第1ピリオドにどちらのゴールを攻めるのかを選択する。ホームチームとは対戦カードで左側に表記されるチームである。
- c. マッチコーディネーションミーティングに欠席、又は30分を越えての遅刻（第1試合目は10分）については、不戦敗とする。得点、勝ち点は10-（4）に準ずる。

- d. マッチコーディネーションミーティングの遅刻については、30分以前（第1試合目は10分以前）までに実施した場合、試合を行うことができる。但し、当該試合に勝利の場合2点を、引き分けの場合0点を、負けの場合-1点をそれぞれ勝ち点とする。
- マッチコミッショナー・審判員の遅刻については、所属チームに対して次の通り罰則を与える。
- ・30分を越えての遅刻の場合、10-（4）に準ずる
 - ・30分以前の遅刻の場合、1回目は厳重注意とし、2回目は上項に準ずる。
- e. 時間の基準については下記条件が揃った時点の時刻を判定基準時間とする。
- ・予め各リーグの日程により定められた時刻において、
 - イ) マッチコミッショナー
 - ロ) 審判員
 - ハ) 両チーム（又は、一方のチーム）の出席者
 の全てを満たした条件にて、マッチコミッショナーが開会を宣言する。
 なお、一方のチーム（又は、両方のチーム）が出席していない場合には、リーグで管理する時計の時刻において上記3項、4項の為の時間のカウントを開始する。
- f. 時間のカウントを行なった場合は、マッチコミッショナーはその時間の詳細をリーグ運営委員会に報告する義務を負う。
- g. 開会時にはチームからの出席者は下記の物を必ず揃え、持参しなければならない。全ての条件を満たしていない場合には、出席しているとは認められず、上記に該当する対応を受けなければならない。
- ・フットサル大会登録票（写）、選手変更届（写）、ユニフォーム広告掲示申請書（写）
 - ・JFAフットサル選手証（写真貼り付けがあるもの）※選手証でなければならない
 - ・正・副の大会登録済みのユニフォーム（シャツ、パンツ、ソックス）一式 [FP・GK共に揃っていること]
 - ・メンバー提出シート
 - ※メンバー表はFDSの選手情報付きメンバー提出シートを使用すること。
 - メンバー提出シート記入で不備、改ざんのあった場合、次の通りとする。
 - [試合後、判明した場合も同様とする。]
- 6-（5）に準ずる。

(3) 時間

1部 第1・第2ピリオド各20分プレーイングタイム ハーフタイム5分

(4) 順位決定

[総当たり戦の場合]

勝点の多い順に順位を決定し、勝者3点、引き分け1点、敗者0点、不戦勝3点（得点は原則5-0）、不戦敗-3点（得点は原則0-5）とする。（消化試合数が異なる場合、勝率で順位を決定する。勝率を求める公式は以下の通りとする。）

$$\frac{\{(\text{勝利数} \times 3) + (\text{引き分け数} \times 1)\}}{\text{チーム消化試合数} \times 3}$$

但し、勝点の合計（勝率）が同一の場合は以下の順序により決定する。

- ① 当該チームの対戦成績
- ② 全試合の得失点差
- ③ 1試合平均の得点数

④ その他、問題が生じた場合はリーグ運営委員会が裁定する。

14. 使用球

ボールはリーグ運営委員会が指定したボールを使用する。

15. 昇格・降格

リーグ編成は、所属チーム数が13チーム以上の場合、1部リーグ8チームで固定、それ未満の場合は全チーム1部リーグ。2部リーグは1部リーグ以外のチーム数が12～15チームの場合、2グループ制、その際の各グループの所属チーム数は6～8チーム(グループによりチーム数の異なる場合あり)。

1部リーグ以外のチーム数が11チーム以下の場合には1グループ制。2部リーグのチーム数が16チームを越える場合、新たに3部リーグを発足する。※附則2参照

(1) 昇格・降格は次のとおりとする。

2部制以上の場合には原則として上位リーグ最下位は自動降格、但し次年度中国リーグから降格がある場合は更に中国リーグからの降格チーム数を下位チームから自動降格とする。

下位リーグ最上位は自動昇格、但し次年度中国リーグへ昇格がある場合は更に中国リーグへの昇格チーム数を上位チームから自動昇格とする。

入替戦についてはそれぞれのカテゴリー間で2試合を行うことを原則とする。

入替戦は自動昇格・降格該当チーム以外の上位・下位2チームとする。

[1部 / 2部リーグ]

中国リーグ昇格・降格 数	2部リーグへの降格 数	2部リーグからの昇格 数
1チーム昇格	1 (最下位)	2 (1位、2位)
昇格・降格なし	1 (最下位)	1 (1位)
1チーム降格	2 (下位2位、最下位)	1 (1位)

[2部 / 3部リーグ] ※3部リーグありの場合

中国リーグ昇格・降格 数	3部リーグへの降格 数	3部リーグからの昇格 数
1チーム昇格	1 (最下位)	2 (1位、2位)
昇格・降格どちらも有り・無し	1 (最下位)	1 (1位)
1チーム降格	2 (下位2位、最下位)	1 (1位)

・ 但し、2部・3部リーグの自動昇格、入替戦については、次年度継続チーム数、及び新規参入チーム数等により、リーグ運営委員会またはフットサル委員会・理事会により審議し、決定する。

・ 入替戦 前後半20分プレーイングタイム ハーフタイム5分、延長戦およびPK戦は行わない。
入替戦にて引き分け(同点)となった場合は当該年度の所属部リーグへの残留とする。

・ その他リーグからの脱退によりチームの欠数が生じた場合、上記以外の事態が生じた場合については、リーグ運営委員会またはフットサル委員会・理事会により審議し、決定する。

16. 試合運営

(1) マッチコミッショナー、及び責任チームの任務

- a. リーグ日程表にて定められたチームから、マッチコミッショナーを選出する。
- b. マッチコミッショナーが試合の運営を統括する。
- c. リーグ日程表にて定められた設営担当チームは会場の設営・準備を行う。
- d. 最終試合のチームは、マッチコミッショナーのもと、体育館の整理及び器具の収納を行う。

(2) 試合結果報告

- a. 試合結果は最終試合の備品持ち帰りチームがまとめて事務局に渡す。
- b. 試合終了後、結果は広島県フットサル連盟公式ホームページに掲載する。
掲載は事務局にて行う。

(3) 各チームの役割

- a. 当該ゲームのメンバー提出シートを作成し、マッチコミッショナーに渡す。
- b. フットサル大会登録票、登録選手変更届、ユニフォーム広告掲示申請書、及び選手証をマッチコミッショナーに渡す。
- c. 試合開始前の定められた時間にメンバーチェックなどを受ける。
- d. 最終ゲームの両チームは試合終了後、マッチコミッショナーの指示に従い、体育館の整理、器具の収納を行う。

17. その他

当リーグは、主催する行事にかかわる負傷及び物損についての責任を一切負わない。

当リーグ登録チームは、障害保険（スポーツ保険）に加入している事。

附 則

- この規定で記載の帯同審判とは、県リーグ開催において、唯一1つのチームでのみ活動することが出来る審判員の事。帯同審判員は必ずしもそのチームの選手・スタッフである必要はないが、帯同審判員として活動するチームと、選手・スタッフとして活動するチームが別の場合、同一の категорияであってはならない。
- リーグ編成についてについて、所属チーム数の増減によりカテゴリー数を変更出来るものとする。

所属チーム数	1部リーグ	2部リーグ	3部リーグ
28チーム以上	1グループ8チーム	1グループ8チーム	2グループ6～8チーム
27～24チーム	1グループ8チーム	1グループ8チーム	1グループ5～11チーム
23～20チーム	1グループ8チーム	2グループ6～8チーム	—
19～13チーム	1グループ8チーム	1グループ5～11チーム	—
12チーム以下	1グループ～12チーム	—	—

[改 正]

平成24年	4月18日	一部改正
平成25年	3月 2日	一部改正
平成26年	2月22日	一部改正
平成27年	3月21日	一部改正
平成28年	3月 7日	一部改正
平成28年	3月31日	一部改正
平成29年	3月31日	一部改正
平成30年	3月 1日	一部改正
令和1年	3月23日	一部改正
令和2年	6月24日	一部改正
令和3年	3月27日	一部改正
令和3年	4月19日	一部改正 (令和3年4月28日 一部修正)
令和4年	3月27日	一部改正
令和5年	2月19日	一部改正
令和6年	3月10日	一部改正